署長　殿

交規発第471号
令和４年12月26日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

レンタカー型カーシェアリングにおける乗り捨て（ワンウェイ）方式の実施に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈について
（通達乙）

自動車保管場所証明等の事務に関し、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て(ワンウェイ)方式により行う場合は、貸渡自動車についてIT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することが可能であると認められるときには、事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場において当該貸渡自動車の貸渡し又は返還が行われるか否かを問わず、当該駐車場を貸渡自動車の配置事務所とすることができるものとし、この場合の当該事務所については使用の本拠の位置と認めることができるものとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。